

成年後見制度利用促進 ニュースレター



第6号



発行/埼玉県、埼玉県社会福祉協議会

彩の国 埼玉県

成年後見制度利用促進ニュースレターIN埼玉 第6号をお届けします。

～本号の掲載内容～

- 令和3年9月 九都県市合同成年後見制度普及促進月間の取組を行いました (p1)
- 各地の成年後見制度利用促進に向けた取組 (p3)
- 市町村社協における法人後見等の実施状況調査 結果概要 (p3)
- 市町村社協における法人後見推進の取組を支援しています (p4)
- 令和3年度 市町村長申立て職員研修について (p5)

令和3年9月 九都県市合同成年後見制度普及促進月間の取組を行いました

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、令和2年度の第77回九都県市首脳会議における埼玉県知事からの提案に基づき、成年後見制度利用促進に関する検討を行ってきました。その結果、令和3年9月を九都県市合同成年後見制度普及促進月間と定め、各都県市で周知啓発に向けた取組を集中的に行いました。

（1）成年後見なんでも電話相談

司法書士会の会議室をお借りして臨時電話を6台設置し、埼玉県三士会協議会の先生方の御協力のもと、成年後見制度について知りたい方、利用をお考えの方の疑問にお答えしました。

市町村広報紙への周知記事掲載依頼を行ったところ、多くの市町村に御協力いただいたおかげで、当日開始時間に、6台の電話が一齐に鳴り始め、合計24件の相談がありました。

相談内容としては、本人や家族が成年後見制度が必要となった場合の問合せ先や手続きについて、また、任意後見制度に関するものが多くありました。

（実施概要）

日時：令和3年9月4日（土）10時00分～16時00分

主催：埼玉県、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、
公益社団法人埼玉県社会福祉士会

後援・協力：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会



（次ページへ続きます）

(2) 「成年後見制度利用促進ニュースレター」特別号の発行

ニュースレター9月号を特別号と位置づけ、県民に向けて、制度の概要や相談窓口を掲載して発行しました。市町村・市町村社会福祉協議会、専門職団体、各家庭裁判所、認知症サポート医、認知症疾患医療センター、認知症の人と家族の会埼玉県支部、老人福祉施設または認知症施設関連団体に配布しました。窓口を設置したり、説明会や研修会で配布したりするなど、普及啓発と利用促進に御活用ください。



(3) 九都県市合同成年後見制度利用促進ロゴマーク

九都県市での検討を経て、令和3年2月、九都県市合同成年後見制度利用促進ロゴマークを制定しました。ニュースレター特別号への掲載、ホームページへの掲載により成年後見制度への関心を高めてまいります。埼玉県成年後見制度利用促進協議会の構成団体の皆様にも活用をお願いします。

九都県市では、成年後見制度普及促進月間にかかわらず今後も使用してまいります。

九都県市
共通ロゴマーク



あなたの権利と財産を守ります
成年後見制度を考えてみませんか

九都県市(埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。



九都県市「成年後見制度利用促進のための意見交換会」を開催しました

令和3年9月9日、埼玉県主催により、成年後見制度担当者による標記会議をWEBにて開催しました。

各都県からテーマが提出され、それぞれの取組状況の紹介、質疑応答を行いました。

<意見交換>

- (1) 各市町村に対する中核機関設置に向けた具体的な働きかけ<千葉県>
- (2) 広域での受任調整会議の実施について<神奈川県>
- (3) 市民後見人の状況について<横浜市>
- (4) 後見人等が選任されるまでの支援方法について<川崎市>
- (5) 合同の中核機関設置に向けた働きかけについて<埼玉県>

<報告事項>

- (1) 九都県市合同「成年後見制度普及促進月間」における取組について
- (2) その他



各地の成年後見制度利用促進に向けた取組

□上尾市

上尾市では、令和2年7月から、上尾市成年後見制度利用促進審議会が、昨年度は5回、今年度は3回中2回が開催されています。今年度中の中核機関のスタートに向けた活発な議論がなされ、委託の方向で、事業開始に向けた準備が進んでいます。また、上尾市社協では、法人後見の実施に向けた取組が始まりました。

□桶川市

桶川市社協では、今年度7～8月に法人後見に関する事業検討委員会を3回にわたり開催し、法人後見事業の実施に向けたマニュアルや要綱を整備するための意見交換が行われました。令和4年度からの実施に向け準備が進んでいます。

□久喜市

久喜市では、今年度7月、10月の2回にわたり、久喜市中核機関設立準備会が開催され、直営の中核機関を今年度中に立ち上げるよう、行政各課と専門職団体に加え、家庭裁判所、県、県社協をオブザーバーとし、運営体制案について議論が進んでいます。

□三郷市

三郷市は社協に委託し、10月1日中核機関をスタートさせました。三郷市社協では、三郷市中核機関運営検討ワーキンググループ会議を立ち上げ、中核機関についての共通認識の確立に向け、今年度5回のうち3回が終了しています。7月には、中核機関の内容について、県社協で出前講座を実施しました。

市町村社協における法人後見等の実施状況調査 結果概要（令和3年10月1日時点）

○法人後見実施社協：32か所・288件
(今年4月から17件増加)

○任意後見契約社協：1か所・1件

○後見等監督社協：5か所・12件

内訳 親族後見人の監督：1件
市民後見人の監督：11件

市町村社協の法人後見実施状況

令和3年10月1日現在



市町村社協における法人後見推進の取組を支援しています

○市町村社協法人後見業務担当職員養成研修会（オンライン） 6～7月（4日間） 参加者65名（40社協）



法人後見業務の適正実施のために必要となる知識・技術を習得することを目的として開催しました。

研修では専門職の先生方を講師に迎え、制度の中身だけでなく、社協が成年後見（法人後見）に取り組む意義や、権利擁護の考え方、また、意思決定支援等実務に関わる内容まで幅広く学びました。



第4日 実践報告の様子

実践報告では法人後見事業実施に至るまでの経緯や運営体制に関する課題など、事例を交えてさまざまなお報告をいただきました。

参加者からは「後見制度の基礎的な部分から社協としての法人後見業務運営の部分まで知ることができてよかった」などの声が寄せられました。

○法人後見実施社協等連絡会議（オンライン） 7月28日（水） 出席者37名（31社協）

今年度は「法人後見におけるリスク管理」をテーマとして、一般社団法人全国地域生活支援機構の尾川様、重田様から講義をいただきました。後半は、出席者がグループに分かれて、法人後見におけるリスク管理の取組や留意点について意見交換を行いました。

出席者からは、「リスクマネジメントについて、足りていないと感じた部分を業務に反映させていきたい」「リスク管理についてあらためて確認ができ、また、県内社協と情報共有できたことで、今後の事業推進の参考になった」等の感想が寄せられました。

プログラム	
第一日	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の動向と関係機関の連携 さいたま家庭裁判所 後見センター 外園 豊晴氏 ○成年後見制度と社協の役割 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター ○成年後見制度利用促進基本計画の概要 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 齊藤 雅樹氏 ○成年後見制度の基礎 埼玉弁護士会 高宮 大輔氏
第二日	<ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援の基本 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 小川 政博氏 ○後見人の実務 埼玉司法書士会 柴 由之氏
第三日	<ul style="list-style-type: none"> ○財産管理の実務 埼玉司法書士会 柴 由之氏 ○身上保護の実務 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 小川 政博氏
第四日	<ul style="list-style-type: none"> ○法人後見の実務① 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター ○法人後見の実務②（シンポジウム形式） 小川町社会福祉協議会 岸田 直幸氏 本庄市社会福祉協議会 深井 結香氏 狭山市社会福祉協議会 畑中 敦氏 ○意見交換

令和3年度 市町村長申立て職員研修について



成年後見制度における市町村長申立てを円滑に進められるよう、研修を実施しました。

- 1 受講方法
「YouTube さいたま動画」上にて視聴可能。
対象者（申込者）には、メールにてURLを送付済みです。
- 2 対象者
市町村高齢者福祉担当課及び障害者福祉担当課職員
- 3 公開期間
令和3年10月29日（金）～11月30日（火）
- 4 講義内容
成年後見制度市町村長申立ての手順について
講師 埼玉司法書士会 会長 柴 由之 先生

※受講された方は＜12月3日（金）までに＞、アンケートを県地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当までお送りください。

家庭裁判所・県・県社協 連絡先

	本庁後見センター	越谷支部後見係	川越支部後見係
各家庭裁判所	担当：主任書記官 小野 TEL：048-863-8816	担当：主任書記官 合田 TEL：048-910-0123	担当：主任書記官 佐藤 TEL：049-273-3041
飯能出張所	熊谷支部	秩父支部	久喜出張所
担当：主任書記官 君島 TEL：042-972-2342	担当：主任書記官 岩下 TEL：048-500-3113	担当：主任書記官 関口 TEL：0494-22-0226	担当：主任書記官 関根 TEL：0480-21-0157

埼玉県福祉部地域包括ケア課	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター
担当：川端、橋本 TEL：048-830-3251 FAX：048-830-4781	担当：丸山、神谷、諏訪部、小嶋 TEL：048-822-1194 FAX：048-822-1406



次号は、各地区協議会の開催状況等についてお知らせします！

